

※保護者の方へ：接種前に必ずお読みください。

ロタウイルスワクチン予防接種説明書

ロタウイルス胃腸炎の重症化を予防します。令和2年10月1日から定期接種になりました。
令和2年8月1日以降に生まれた方が対象です。

1. ロタウイルス胃腸炎の病気・症状について

口から侵入したロタウイルスが腸管に感染して発症します。感染力が非常に強く、手洗いや消毒などをしっかりしても、感染予防をすることが難しいため、乳幼児のうちに、ほとんどの子どもが感染します。下痢や嘔吐は1週間程度で治りますが、下痢、嘔吐が激しくなると、脱水症状を起こす場合もあり、乳幼児の急性胃腸炎の入院の中で、もっとも多い感染症です。一生のうちに何度も感染するウイルスですが、初めてロタウイルスに感染した時は、特に重症化しやすく、まれに脳や腎臓に影響をおよぼすこともあり、注意が必要です。生後、すぐに感染する場合もあるので、ワクチンの接種は、早い時期に完了させます。

2. ロタウイルスワクチンの有効性と副反応について

ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも生ワクチン（弱毒化したウイルス）で、飲むワクチンです。医療機関で相談し、どちらかのワクチンを選んでください。2種類とも、**予防効果や安全性に差はありませんが、接種回数が異なりますので、他のワクチンとの接種スケジュールなどを考慮して選択します。**なお、途中からワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。

多くのワクチンの接種が重なる期間ですので、医療機関と相談して、他のワクチン接種と合わせて同時に接種することも検討してください。初回は、生後2か月から出生14週6日後までに接種します。出生15週0日後以降の初回接種はおすすめしません。

下痢、易刺激性（すぐに泣いてしまうなど）などの副反応が国内で報告されていますが、いずれも数日以内に回復し、重篤なものはまれです。腸重積症と思われる症状（お腹の痛みのため激しく泣く・機嫌が悪いなどの症状が周期的にみられる、お腹がはる、ぐったりする、顔色が悪い、血便がみられる、嘔吐を繰り返すなど）があらわれた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

なお、このワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の発症そのものを7～8割減らし、入院するような重症化は、そのほとんどが予防できます。ただし、ロタウイルス以外の原因による胃腸炎には予防効果を示しません。

3. ロタウイルスワクチンの受け方

	ロタリックス	ロタテック
接種時期	生後6週0日後から24週0日後まで	生後6週0日後から32週0日後まで
	※どちらのワクチンも、初回接種を生後2か月から出生14週6日後までにします。	
接種回数	2回接種（27日以上の間隔をあける）	3回接種（27日以上の間隔をあける）

4. ワクチンを接種する前

赤ちゃんのお腹がいっぱいと、上手にワクチンが飲めない場合がありますので、接種前30分ほどは授乳を控えることをおすすめします。上手に飲めるよう、医師、看護師の指示に従ってください。なお、ワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できていれば、ワクチンの効果に問題ありませんので、再度接種する必要はありません。

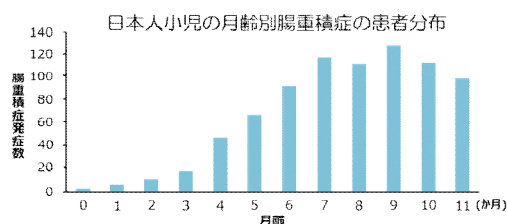
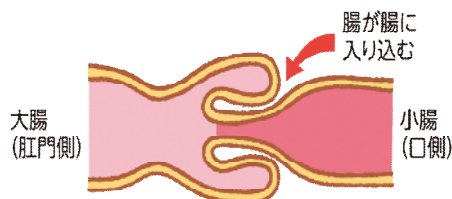
5. 接種できない場合

明らかに発熱（通常37.5℃以上）している人や、重度の急性疾患にかかっている人、過去に同じワクチンで強いアレルギー反応が出た人は、接種することができません。また、未治療の先天的な消化管障害のある人や、過去に腸重積症をおこした人、重症複合型免疫不全（SCID）のある人も、接種できません。このほかにも、接種を中止したり、延期したりしたほうがよい場合もありますので、予防接種を受ける日には、あらかじめ予診票を記載し

て受診し、医師と相談してください。

6. 腸重積症について

腸重積症とは、腸が腸に入り込み、閉塞状態になることです（下図）。0歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こる病気で、もともと、3～4か月齢ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなります（下のグラフ）。早めに接種を開始し、完了させることがすすめられています。



腸重積症は、手術が必要になることもあります。発症後、早く治療すれば、ほとんどの場合、手術をせずに治療できます。以下のような症状が一つでも現れたら、腸重積症が疑われます。

- 泣いたり不機嫌になったりを繰り返す
- 嘔吐を繰り返す
- ぐったりして顔色が悪くなる
- 血便がでる

このような症状に気づいたら、すみやかに接種した医療機関を受診してください。接種した医療機関とは別の医療機関を受診する場合は、このワクチンを接種したことを医師に伝えてください。

7. 予防接種による健康被害制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けとることができます。

<接種後の注意>

接種直後は、医療機関で30分ほど様子を見てから帰宅してください。ワクチン接種後2週間ほどは、赤ちゃんの便の中に、ワクチンのウイルスが含まれることがあります。おむつ交換の後など、ていねいに手を洗ってください。高熱、けいれんなど、異常を感じた場合は、すぐに医師の診察を受けてください。



問い合わせ

湯沢市子ども未来課（こども家庭センター）
子ども子育て応援班 電話：55－8275